

○府中市教育委員会教育長交際費の支出基準

令和 5 年 1 0 月 1 9 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、教育長(代理出席する者を含む。)が、府中市教育委員会を代表して行う外部との交際に要する経費で教育委員会の予算から支出されるもの(以下「交際費」という。)の適切な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(支出の相手方)

第 2 条 交際費は、次の者(団体を含む。)に対して支出することができる。

- (1) 府中市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 府中市の教育行政の伸展に顕著な功績があった者
- (3) 災害又は事故等にあった者
- (4) その他教育長が特に必要と認める者

(支出区分等)

第 3 条 交際費の支出区分、支出範囲及び支出基準額は、次に掲げるとおりとする。

	支出区分	支出範囲	支出基準額
1	祝意	祝意は、記念行事、祝賀会、各種団体等の大会、学校周年行事等において、祝金又は祝電により表すものとする。(祝金については、懇親会、会食等飲食が伴う場合のみ会費相当分を持参)	祝金 1 万円以内 (会費等が明記されている場合は、その金額) 祝電 2 千円以内
2	弔意	弔意は、生花、香典又は弔電により弔意を表すものとする。	別表 1 のとおり
3	見舞金	病気、災害、事故等に係る見舞いで、教育長が特に必要と認めるもの	1 万円以内
4	会費	各種会合等に教育長が出席する場合に限り、その参加費等の実費を支出するものとする。この場合において、実費の額が不明である場合は、会場等を考慮して支出額を	会費又は会費相当額

		決定するものとする。	
5	その他	前各項に掲げるもののほか、教育 長が特に必要と認める場合	社会通念上必要と 認められる額

(見直し)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和5年10月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

対象者		対象者との続柄	香典の 金額	生花の 有無	弔電の 有無
教育委員	現職	本人	10,000	有	有
		配偶者	5,000	無	有
		一親等親族 (子の配偶者は除く)	5,000	無	有
	元職	本人	5,000	無	有
市立小学校・ 中学校・義務 教育学校長、 教頭、教諭等	現職	本人	10,000	有	有
		配偶者	5,000	無	有
		一親等親族 (子の配偶者は除く)	5,000	無	有
市議会議員	現職	本人	10,000	有	有
		配偶者	5,000	無	有
		一親等親族 (子の配偶者は除く)	5,000	無	有
	元職	本人	—	無	有
元三役	元職	本人	10,000	有	有
市教育行政職 員	現職	本人	10,000	有	有
		配偶者	5,000	無	有
		一親等親族 (子の配偶者は除く)	5,000	無	有
上記のほか教育長が特に必要と認める者			上記基準を考慮し決定		

備考

- 1 三役とは、市長、副市長、教育長をいう。なお故人の就任時期等を考慮し、香典、生花等を省略する場合がある。
- 2 生花は、本人のみとする。
- ~~3 市立小学校・中学校・義務教育学校長、教頭、教諭等の場合、別居の実父母・義父母は、弔電のみとする。~~
- ~~4 教育委員及び市職員の場合、別居の義父母は、弔電のみとする。~~